

「千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（仮称）」の 考え方に対する意見募集の実施結果について

「千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（仮称）」の考え方について、貴重な御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

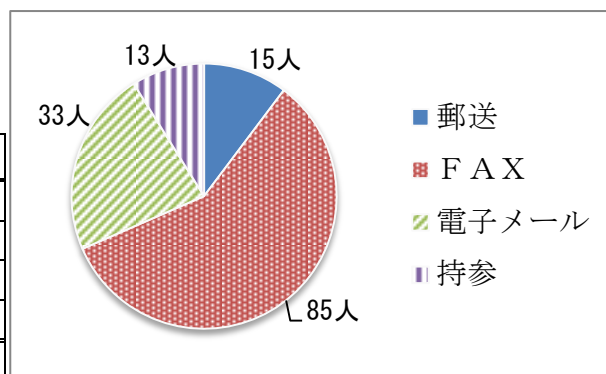
いただいた御意見に対する市の考え方をとりまとめましたので、公表します。

1 **募集期間**：平成30年9月1日（土）～10月1日（月）

2 **意見の提出方法**：郵送、FAX、電子メール、持参

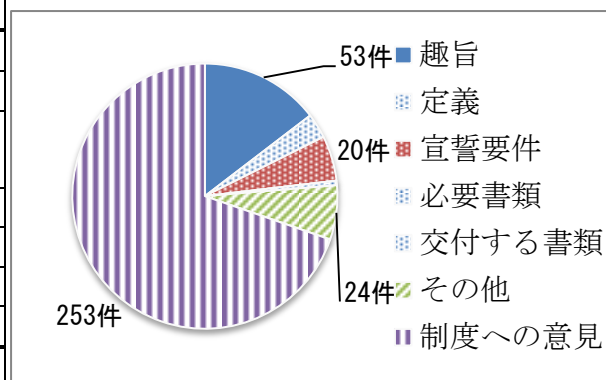
3 **意見の提出方法、提出者の数**：

提出方法	提出者の数
郵送	15
FAX	85
電子メール	33
持参	13
合計	146人



4 **意見の内訳及び件数**：

区分	件数
「趣旨」について	53
「パートナーシップの定義」について	11
「宣誓を行うことができる者」について（宣誓要件）	20
「必要書類」について	0
「交付する書類」について	2
「その他」について	24
制度への意見	253
合計	363件



※1人から複数の意見をいただいたものがありますので、「提出者の数」と「意見の件数」は一致しません。

5 **主な意見**：

区分	意見の概要	件数
制度への意見	家族制度に影響を及ぼすのではないか	42
制度への意見	地方自治体が（公費で）行うべきではない	31
「趣旨」について	事実と確定できない証明をすべきでない	29
制度への意見	法律違反である、憲法に抵触する	27
制度への意見	千葉市のイメージを損ねる	26

6 **「考え方」に反映した意見及び内容**

意見：「悪用のおそれがある」1件（8人）

内容：要件に該当しないことが判明した場合、パートナーシップを無効とする

7 **意見の概要と市の考え方**：

「『千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（仮称）』の考え方」に対する意見の概要と市の考え方」のとおり

【お問い合わせ先】 千葉市市民局生活文化スポーツ部男女共同参画課
 電話 043-245-5060 電子メール danjo.CIL@city.chiba.lg.jp
 FAX 043-245-5539